

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

◇ 現預金に振り替えた手形の貸倒引当金

Q：当社の決算日は3月31日です。今年の決算日である平成8年3月31日は日曜日でしたが、この日に満期日が到来した受取手形について、当社は満期日の3月31日に入金があったものとして処理しました。その結果、すでに現預金勘定に振り替わっているこれらの受取手形について、貸倒引当金の設定はできますか。

A：3月31日に満期日が到来した受取手形の金額を、法人税申告書別表11(1)の「貸金の明細」欄に記入することにより、貸倒引当金の設定対象とすることができます。

【解説】

休日に満期日が到来する受取手形の処理方法には次の2つの方法があります。

- (1) 交換日に入金の処理をする方法
- (2) 満期日に入金の処理をする方法

貸倒引当金の繰入限度額の計算は、その事業年度終了の時における貸金の帳簿価額の合計額に一定割合を乗じて計算した金額とされています。

(2)の方法により満期日に処理をした場合、決算期末で受取手形から現預金にすでに振り替えられてしまっており、貸金に該当しないように思われます。しかし3月31日に満期日が到来する受取手形が、決算期末時点ではまだ未決済である以上、現実には明らかにその金額の貸金が存在しており、貸倒引当金の設定の対象にすることも可能ということです。

